

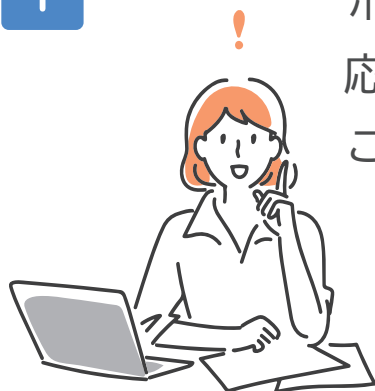
入職支度金制度について

対象：2024.01.01 以降の入職者

医療法人藤井会では、コロナ後の病棟再編のため、看護師ならびに看護補助の人材確保に注力しております。この度、人材確保の推進を目的とし、直接ご応募いただいた方を対象に入職支度金制度を実施いたします。就職を検討されている方は、是非ご活用ください。

入職支度金制度の流れ

1



ホームページ内、
応募フォームから
ご応募（メール、
電話でも可）

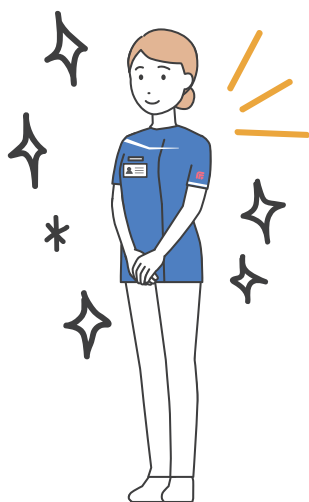
2

面接



3

ご入職



4

6ヶ月経過後の給与日に支給！



支度金 **30** 万円

常勤【夜勤可能、オンコール対応可能】
看護師・准看護師・介護福祉士・看護補助者

支度金 **15** 万円

常勤【夜勤不可、オンコール対応不可】
看護師・准看護師・介護福祉士・看護補助者
非常勤【週 20 時間以上勤務】
看護師・准看護師・介護福祉士・看護補助者

【入職支度金支給条件】

- ・紹介会社を介さずに直接応募で入職された方
- ・ホームページから直接応募いただき採用になった方（電話・メール可）
- ・ハローワーク・e ナースセンター等の経由で採用になった方
- ・正・准看護師は勤務経験 3 年以上（介福、看護補助は経験不問）
- ・藤井会元職員（退職後 1 年以上経過した者）
- ・藤井会職員紹介者

【支給について】

- ・入職から 6 か月経過後の給与日に全額支給 ※課税の対象となります
- ・入職から 6 か月間、安定して執務した場合に支給いたします
- ・上記期間内に産休・育休等休職があった場合は当該期間分は在職期間から除外します
- ・虚偽の申請、その他不正手段により支度金を受けた場合は全額一括返金となります
- ・詳しくは面接時にご確認ください

※オンコール対応はオベ室配属看護師のみ

【実施施設】石切生喜病院・香芝生喜病院・大東中央病院・藤井会リハビリテーション病院・北河内藤井病院

